議案第１９５号

上越市青少年野外活動施設条例の一部改正について

上越市青少年野外活動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市青少年野外活動施設条例の一部を改正する条例

上越市青少年野外活動施設条例（平成１６年上越市条例第７９号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１２条、第１６条関係）

| 施設及び設備の名称 | 上限額 | |
|---|---|---|
| | 宿　泊 | 日帰り |
| キャンプ場 | 小学生以上１人１泊につき　４１０円 | 小学生以上１人につき　２２０円 |
| キャンプ場の貸しテント | １張１泊につき　１，１３０円 | |

備考

１　キャンプ場を宿泊で利用する場合でテントを持ち込むときの上限額は、定額に持ち込んだテント１張１泊につき１，０８０円を加算した額とする。

２　この表に定める額は、税を含む額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。